平成２５年（フ）第１５０号
岡山県和気郡和気町日室147番地１
債務者　出崎　敏彦
１　決定年月日時　平成25年５月29日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月29日まで
５　免責審尋期日　平成25年８月６日午前10時40分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１５１号
岡山県和気郡和気町日室147番地１
債務者　出崎　備子
１　決定年月日時　平成25年５月29日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月29日まで
５　免責審尋期日　平成25年８月６日午前10時40分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１８３号
岡山市中区乙多見145番地９
債務者　坂本多美子
１　決定年月日時　平成25年５月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月29日まで
５　免責審尋期日　平成25年８月６日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１８４号
岡山市中区乙多見145番地９
債務者　坂本　篤志
１　決定年月日時　平成25年５月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月29日まで
５　免責審尋期日　平成25年８月６日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２２６号
岡山市北区御津新庄3019番地
債務者　森元芳都枝
１　決定年月日時　平成25年５月29日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月29日まで
５　免責審尋期日　平成25年８月22日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２６７号
岡山市中区山崎328番地５
債務者　新保　江利
１　決定年月日時　平成25年５月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月29日まで
５　免責審尋期日　平成25年８月22日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第８８１号
横浜市旭区中希望が丘24番地６
債務者　吉田　光夫
１　決定年月日時　平成25年５月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月30日まで
５　免責審尋期日　平成25年７月31日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２５号
長野県佐久市三河田86番地３
債務者　山下ふじ江
１　決定年月日時　平成25年５月29日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月30日まで
５　免責審尋期日　平成25年８月６日午後１時30分
長野地方裁判所佐久支部

平成２５年（フ）第５９号
長崎県佐世保市御船町２番12号、旧住所長崎県佐世保市吉井町乙石尾387番地
債務者　深江　圭一
１　決定年月日時　平成25年５月24日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月２日まで
５　免責審尋期日　平成25年７月19日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２５年（フ）第６１号
長崎県北松浦郡佐々町鴨川免201番地１、旧住所長崎県北松浦郡佐々町鴨川免201番地10
債務者　中里　久男
１　決定年月日時　平成25年５月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月２日まで
５　免責審尋期日　平成25年７月19日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２５年（フ）第６２号
長崎県北松浦郡佐々町鴨川免201番地１、旧住所長崎県北松浦郡佐々町鴨川免201番地10
債務者　中里　和代
１　決定年月日時　平成25年５月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月２日まで
５　免責審尋期日　平成25年７月19日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２５年（フ）第７５号
長崎県佐世保市鹿町町深江558番地
債務者　山口　　正
１　決定年月日時　平成25年５月23日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月２日まで
５　免責審尋期日　平成25年７月19日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２５年（フ）第９６号
北海道帯広市西10条北５丁目３番地７
債務者　金内　勝美
１　決定年月日時　平成25年５月29日午前９時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月15日まで
５　免責審尋期日　平成25年８月22日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２５年（フ）第２６３号
静岡市駿河区聖一色176番地の６
債務者　出口　和義
１　決定年月日時　平成25年５月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
５　免責審尋期日　平成25年８月20日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２６４号
静岡市駿河区聖一色176番地の６
債務者　出口　　絢
１　決定年月日時　平成25年５月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
５　免責審尋期日　平成25年８月20日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２２０６号
大阪市淀川区東三国３丁目10番17―Ｂ508号
債務者　濱崎　裕介
１　決定年月日時　平成25年５月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月20日まで
５　免責審尋期日　平成25年９月３日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部